

# ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

一部改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）は、本学及び本学の教育職員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動（以下「FD」という。）を推進することを目的として、本学にファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議し、FDを推進するための活動を行う。

- (1) FD推進のための企画及び実施に関すること
- (2) FDに関する報告書等の作成に関すること
- (3) FDに関する調査・研究に関すること
- (4) 教育内容及び教育環境の改善に関すること
- (5) 教育技法の改善・向上のための具体的活動に関すること
- (6) 学生による授業評価の実施・結果公表と授業改善に関すること
- (7) 教育職員の資質開発を図るための組織的な研修に関すること
- (8) その他FDの推進及び委員会に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 教務部長
- (3) 各研究科及び各学部（短期大学部を含む。）FD推進部会長
- (4) 自己点検・評価委員会委員長
- (5) 学長が指名する教職員

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 副学長は委員長となり、副委員長は教務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会定数は、構成員の2分の1とする。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 各研究科及び各学部にFD推進部会を置く。

2 構成員及び部会長については、各学部の長が指名する。

3 部会は、第2条の各号について実施する。

(その他)

第7条 その他の必要事項については、委員会において定める。

(幹事)

第8条 委員会の記録その他の事務は、学長室が担当する。

2 各部会の事務は、羽島教務課・岐阜教務課及び大学院事務室（羽島・岐阜）が担当する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。